

一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定医制度施行細則

1 一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定医制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については本施行細則に基づき運営する。

2 規則3条2でいう認定委員には、理事、代議員の中から、あるいは口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能に関し専門的知識を有する会員の中から理事長が委嘱する。

3 規則7条でいう小委員会の設置は、認定委員長に一任する。

（認定研修）

4 規則13条2の規定における認定研修細目は、次のとおりである。

- (1) 認定研修期間において5年以上診療及び研究に従事すること。あるいはそれに準ずると認定委員会で認定されたこと。
- (2) 学会学術大会に出席すること。
- (3) 口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能に関係する発表を行うこと。
- (4) 口腔リハビリテーション及び顎頭蓋機能異常の診断、治療に従事すること。

（資格の更新）

5 規則17条2の規定に定める基準は、次の各号に定める所定の単位を付与することによって算定し、その合計が50単位であって、このうち第1項(1)及び第3項(3)に該当する単位の合計が30単位以上なければならないものとする。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 学会学術大会参加 | 10 単位 |
| (2) 学会学術大会発表 | 20 単位（共同演者 1/2） |
| (3) 認定医研修セミナー参加 | 10 単位 |
| (4) 学会誌発表 | 30 単位（共同著者 1/2） |
| (5) 関連学会への参加 | 5 単位 |
| (6) 認定委員会の事前承認を得て公表された研修 | 10 単位 |

（手数料）

6 規則9条、11条、12条、14条、15条、16条に定める手数料は、次のとおりとする。

- (1) 申請料認定医 10,000 円 指導医 10,000 円 認定研修施設 10,000 円
- (2) 登録料認定医 20,000 円 指導医 20,000 円
認定証無料、ただし認定証（楯の場合）20,000 円
- (3) 更新料認定医 20,000 円
指導医の更新は認定医更新により自動的に更新されるものとする。
認定研修施設 10,000 円
- (4) 一度取められた手数料は、いかなる理由があっても返金しない。

（更新の暫定期間）

7 平成22年4月1日から平成24年4月1日までで、認定医の更新がきた者で更新に必要な単位を満たしていない認定医は、更新の手続き後3年間の猶予期間を設ける。

8 更新時に満65歳に達した者は、認定医更新の為の所定の単位は免除する。ただし、更新料は必要とする

(暫定指導医)

- 9 暫定指導医で指導医取得条件を満たした者は指導医に移行することができる。
- 10 暫定指導医で認定医取得条件を満たした者は認定医とする。

- 11 この細則の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附則

- 1 この施行細則は、平成 16 年 9 月 11 日に制定し、平成 15 年 10 月 4 日に遡って施行する。
- 2 この改正は、平成 18 年 5 月 21 日から施行する。
- 3 この改正は、平成 21 年 12 月 23 日から施行する。
- 4 この改正は、平成 22 年 10 月 2 日から施行する。
- 5 この改正は、平成 23 年 5 月 8 日から施行する。
- 6 この改正は、平成 26 年 8 月 10 日から施行する。
- 7 この改正は、平成 28 年 11 月 19 日から施行する。